



会報

2018 ▶ 2019
WEEKLY REPORT

留萌ロータリークラブ
会長目標

親睦と奉仕、
閃きと実行

インスピレーションになろう

会長／大嶋 孝広 幹事／堀 光輝

プログラム

- 本日
来賓卓話「カラダの仕組みを知り疲れを元気に変えましょう」
リラクゼーションサロン Natural Smile 齋藤 幸恵様
- 次週予定

No. 2812

第26回 1月30日

出席報告

前例会

会員総数	34名
出免会員	3名
出免出席	2名
基準会員出席	16名
出席率	54.55%

前々例会

第23回 1月9日

欠席会員	17名
内メイクアップ	0名
修正出席率	55.88%

例会／毎週水曜 12:15~13:15 留萌産業会館2F

🖋️ 会長報告

- 1月27日より国際ロータリー第2510地区国際奉仕委員会タイ検証ツアーが行われます。留萌クラブから西谷会員と燕会員が参加されるそうです。しっかりと検証してください。
- 昨日、私と堀幹事、中出会員で松岡会員のお見舞いに旭川に行って参りました。病院ではインフルエンザが流行しているため、面会が出来ない状態で、会えずに帰って参りました。堀幹事が松岡会員にメールしたところ、とても元気で来週にも退院できるのではと言っていました。

📁 幹事報告

- 羽幌RCより12月会報と1月例会案内を受領しました。
- 一般社団法人留萌青年会議所様より新春の集い参加に対しての礼状を受領しました。
- 下期の会員証を配布しました。

📄 3分間情報

会員研修委員会

森(幹)委員

2年前に開催されました函館地区大会での記念講演「茶のころ、ロータリーの奉仕」として元RI理事裏千家太宗匠、千玄室氏のお話をいただきました中から抜粋してお伝えいたします。

ロータリークラブは優れる職業をお持ちの

第25回 1月23日(水) 天候/曇

方々の集まりであります。私は、お世話になった職業を持ってどう世の中に帰していく事が出来るか。そういう思いを体で受け入れられるようになってきました。人間にとって奉仕とは何であろうか。自分を超えての奉仕、自分を無にしてすべてを奉仕に捧げるとは、最も奉仕する者にその報いがある。その奉仕と報いとは何であるか？

ロータリーは全てが善意であり善意を持って、世の為に自分の職業を通じて奉仕していく事が大事であるとの思いがあります。私の職業は茶道です。お茶を通じて自分の職業を通じてどの様に世の中に奉仕していったら良いだろうか。先祖の千利休は500年前に武家であり、茶人として一つの茶の道を興しました。茶道は総和的な文化体系であります。総合的な日本の文化体系はもっと昔から日本に引き継がれてきました。お茶をも飲むという事は、中国から入ってきました。飲茶という風習は、2000年前に中国で起こっていた訳であります。最もお茶が中国で盛んであったのは、唐から宋の時代であり、638年唐の時代、陸羽という人が中国でお茶を広めた人です。彼が初めてお茶を飲んだ時に、苦みの中からお茶というものの味を感じ、「新味尚残るべし」としました。但し、お茶をグツと飲んではいかんです。お茶を飲むためには、静かに、香り、味というものを味わいながら飲めば自分の体の為になる、という事を茶教の中で教えています。一杯のお茶が心身を整える。調整するという事で自分の体をコントロールできる。お茶の香り、味が心を安定させてくれる。そう思うと人々の為になるのが、一杯のお茶であります。為になるお茶でなかったら今日まで伝わってこない。自分の心の中を整える、そういう意味の一杯のお茶であります。為になるお茶でなかったら、今日まで伝わってこない。自分の心の中を整える。そういう意味の一杯のお茶であります。「ありがとう」とお手前の人に感謝する。お茶をいただく時にお茶碗を何周回したら良いのか聞かれるが、正面を避けて飲めばよい。それは半歩下がることでぶつかる事が避けられる。前に出たらぶつかるのです。皆がお

茶を頂く気持ちでちょっと下がる気持ちでお茶碗を回す。そして瞬間的に省みる。そして静かにお茶を頂く。さすれば、ぶつかる物もぶつからない。一番のお茶の持つ「和」の意、和の和、穏やか、こうした和が大事なのです。中国から奈良朝時代に入って来たお茶は、高貴な方々が飲むお茶として用いられましたが、平安朝になると広く一般に広がり、時代が貴族社会から武家社会になり、武士は主君や所領、家族を守る。そういう意味において、鎌倉時代に武士道という一つの道が芽生え、後に入ってきた禅宗の影響を受けて武士道が興る。禅宗は全て自分を無にし、無にする事で無の中からも物を見つめると聞きました。武士道には、結びつきやすい、もってこいの宗教であった。でも、それではなかなか自分の心が収まらない。そこで禅宗が用いたのがお茶であります。仏に供える。仏のお下がりをお茶と一体化して来る。一体化して来ることによって無というものから有を生み出していくという一つの方式が生まれてきました。それは何かと言うと、仁(人と人とのつながり)義(義理、人情)礼(良心、相手を慕う礼儀)智(決断力)信(お互いを信じあう)であります。

日本は「情」情けの文化です。それを実行する為には自分を成長させなければならない。情けというものを自分の本命ににする為に、茶の湯を武家社会が用いたのであります。

プログラム……………

- 少し良い事がありました。 大嶋会長
- タイの検証ツアーに行つて来ます。 燕会員

前 回	642,652円
今 回	3,000円
累 計	645,652円


 ニコニコBOX……………

来賓卓話「更生保護にける想い」

留萌地区保護司会

会長 吉田 俊昭 様

会員皆様が健やかに新しい年を迎えられたことを心よりお喜び申し上げます。ただ今ご紹介いただきました、留萌保護司会会長の吉田と申します。本日例会にお招きいただき、誠にありがとうございます。保護司会協力組織部長として活躍されている武田さんからの誘いがあり、戸惑うことなくお引き受け致しました。

と言うのも、法務省旭川保護観察所からは、常日頃から諸団体と手を携えて更生保護の意義を理解してもらう事に尽力してほしいとの指導助言があります。このような機会をいただき、感謝とお礼を申し上げます。

本題に入りますが、私は保護司に任命されてまだ30年程度です。お手元に更生保護に関するパンフを配布させていただきましたので、パンフと重複しないようにお話をさせていただきます。初めに更生保護の歴史についてお話しします。

明治21年に静岡県の金原明善と大分県の川村矯一郎の二人が、「静岡県出獄人保護会社」を設立し、免囚保護が更生保護の創始者と言われております。

金原は実業家、川村は福沢諭吉と同郷の大分県中津藩の下級士族です。川村は大阪で木戸孝允（桂小五郎）という歴史上の人物を暗殺しようとしたが、相手が強くて負けてしまい、静岡県監獄署という刑務所に2年間収容され、明治13年に出所、その時に金原と出会いました。金原は静岡県で天竜川の治水事業など手広く手掛けており、川村は金原のもとで一生懸命がんばり、認められて静岡県監獄署の副署長になりました。元受刑者の川村が懲役10年の粗暴な男子受刑者を立ち直らせるために、一生懸命に指導し、その男は「どんなことがあっても、もう悪いことはしない」と川村に約束して出所しました。その男は、待っているはずの奥さんが別の男と結婚していて、家族・親族も相手にせず「どこかに行ってくれ」と男を受け入れず、男



は悔しくて、もう一度悪いことをしてうやろうと思ったが、川村副署長との約束を思い出し、再犯は思い留まったものの、川村宛てに「自分はこのような事情で」と遺書を残して自殺をしてしまいました。

川村は金原に会い、「獄舎で一生懸命に矯正指導したにも関わらず、出所したあと帰る家がなく、仕事もなければ立ち直りは難しい」と訴えた結果、金原は「それではいけない」と「静岡県出獄人保護会社」を設立し、静岡県で出所した人の相談、仕事の世話などを始めたのが明治21年で、以降、各地で同様の運動が始まりました。明治時代以前は、犯罪者は「追放」との考えが、明治に入り少しずつですが、刑罰に対する考え方や社会復帰に対する考え方が、追放ではなく「どのように社会に戻すか、立ち直らせるか」との考えに変わってきました。

次に、現在の更生保護についてお話をします。

現在の更生保護のスタートは、戦後の混乱期から復興期へと立ち上がっていた昭和24年に新しい制度（犯罪者予防更生法公布）をもっと盛り上げようと、翌25年に東京銀座の商店街の皆さんが「矯正保護キャンペーン」を行い、同年5月には、保護司法が公布されました。翌26年からは、法務省が主唱して全国的に「社会を明るくする運動」として取り組み、その受け皿が全国各地の保護司会です。

保護司は誰でもなれますが、保護司法には全国52,500人を超えないものとし、法務大臣の委嘱となっています。社会的信望や熱意、時間的余裕、生活の安定、健康で活動力のある人となっていますが、委嘱できない場合もあります。

第25回 1月23日(水) 天候/曇

3つの欠格条項があります、1つは成年後見人や被保左人、2つ目は禁固以上の刑に処された人、3つ目は反社会的暴力を主張する人です。ただし、2つ目の条項は、刑法の規定により刑期満了後一定の年数を経過すると刑の消滅が第34条の2で規定されています。刑罰の内容により経過年数は、2年～5年～10年となっています。注意しなければならないのは、例えば道路交通法で速度超過30キロオーバーなどの略式裁判の場合は、欠格条項の適用となります。保護司委嘱後も、2年ごとの再任審査でも摘要され、委嘱が解かれる場合があります。

このように誰でもなれる保護司ですが、欠格条項だけは厳しい審査がされます。候補者として承諾書を頂き、旭川保護観察所での本審査の前に不適格で却下された事例もあります。もう半年で時効消滅する期間でしたので、ご本人は大変な迷惑をかけた事例があります。しかし、こんな事例もあります。少女時代に犯罪を起こし少年院に収容されましたが、仮退院で保護観察付きとなり、その時に担当保護司と出会い、立ち直らせてもらった。今は結婚もして家族もいる。自分も保護司になり更生保護活動で恩返ししようと思ひ、刑法の消滅を確認し、現在は保護司として活動している全国事例も紹介されています。

委嘱された保護司は、非常勤の国家公務員で無給です。法律の規定により増毛・留萌・小平の1市2町が留萌保護区として、留萌地区保護司会を組織しており、その定数は49人です。都道府県には、1か所の保護観察所が設置されています。北海道は面積が広いので、旭川の他に札幌・函館・釧路の4か所に設置されています。

保護司に委嘱されるまでの流れですが、毎年5月と11月の2回です。まず、当会の保護司候補選定委員会を開催し、欠員や退任予定者から必要数を確認し、保護司から候補予定者を把握、委員会に報告し、接触する担当者を決めて、統一した説明資料を持参し、名前の挙がった方々と接触を開始をします。欠格条項の確認をしてよいとの承諾書を頂き、5月委嘱分は1月末までに保護司としての可否紹介を旭川保護観察所

に提出し、一定の調査修了後、可否通知がされて候補者本人に通知し、履歴書などの提出を受けて、市内の住所であれば市長と保護司会長連名で、保護司候補申請を行い、観察所内に設置されている「審査委員会」に諮って、結果を北海道更生保護委員会に通知し、他の観察所(札幌・函館・釧路)からの通知と合わせて、法務省に提出、5月の委嘱となり、委嘱状交付と保護司初任研修が行われ、身分証明書、保護司バッチの交付を受けます。

保護司の仕事は、①保護観察等の実施です。刑務所や少年院などから仮釈放や仮退院に向けての身元引受人などの受け入れ態勢を整える「環境調整」という業務があり、仮出所者、仮退院者、裁判所での刑の保護観察付き執行猶予者を月2～3回の往訪・来訪の保護観察を実施、指定された報告書を月1回観察所に提出します。保護観察期間は1～2年です。ここ数年、留萌保護区では保護観察・環境調整ともに、年間6～7件ほどで推移しており、減少数は他地区も同様の傾向にあります。従って保護司に委嘱されたものの、今だ保護観察・環境調整を担当したことのない人は、当会では全体の30%強の約15人ほどです。いつでも担当できるように、旭川保護観察所の観察官を講師にして法定研修が年4回行われます。また、毎月機関紙「更生保護」という冊子が各保護司に個別に配布されます。内容は保護観察についての、対象者との面談技法などです。私たち保護司のバイブル的教本ですが、やはり実践に優るものはありません。いつでも担当できるように保護司は日々努力をしています。

尚、担当の指定は旭川保護観察所から、犯歴や年齢、住所地など考慮して、直接担当依頼が参ります。昔は、担当通知が来たらまずは引き受けが原則でしたが、ここ数年では、複数担当や自宅以外での面接などが実践されており、保護司に付きまとう暗いイメージではなくなっています。

(次回につづく)